

◎ 右の「年金加入証明書」は、請求者の方が次の年金に加入している場合に、勤務先から証明を受けて提出してください。

1. 厚生年金保険
2. 私立学校共済保険
3. 日本郵政公社共済組合
4. 国家公務員共済(独立行政法人など)
5. 地方公務員等共済

注1) 上記以外の年金(国民年金等)に加入している方及びどの年金にも加入していない方は、右の「年金加入証明書」は必要ありません。

注2) 国家公務員共済、地方公務員等共済に加入している方についての子ども手当は、勤務先から支給されます。よって、申請手続きは、勤務先で行ってください。

注3) 国立市からの子ども手当の支給を受けている方で公務員になった方、または、厚生年金保険等(上記1~5)から国民年金又は年金未加入となった場合は、至急ご連絡下さい。

※ なお、注3に該当する方は、児童課に連絡がない場合、内容変更月から手当の返還を求める場合がありますので、ご注意ください。

連絡先 国立市役所 子ども家庭部 児童課 手当・助成係  
電話 042-576-2111 (内線 156・157)

この「年金加入証明書」がないと、審査をすることができません。  
必ず、10日以内に持参ください。

<子ども手当申請用>

## 年金加入証明書

次の者は、下記のとおり年金に加入していることを証明します。

氏名	
加入年金名	
年金記号・番号	記号 番号
過去1年間の加入状況	継続中・( 年 月) から加入

平成 年 月 日

事業所在地

事業所名



事業主又は  
年金取扱担当者

連絡先 電話番号

※ 退職後任意に継続している方は、証明できませんのでご注意ください。